

受講者大募集！



人生のやり残しはありますか？

終活セミナー開催

生涯学習の一環で、限りある人生の時間をどう生きるか考え、**自分らしい生き方を見つけ**、未来を見つめ直すことを目的として行います。

○終活とは？

「終活」とは、「人生の終わり」について考える活動で、「人生の終わり」と聞くと死をイメージしがちですが、むしろ残りの人生をどのように生きるか前向きに考え、老後の生活を豊かにするための取り組みのことです。

人生
百年
時代

- 日時 6月5日(水) 午後1時30分
- 場所 大蔵村中央公民館 集会室
- 講師 おしゃれ終活アンバサダー
水口 美紀 氏
- 対象 65歳以上の全ての方々
- 定員 30名
- 参加費 1000円(ノート代)



主催 大蔵村教育委員会

※裏面もご覧ください

- 申込方法 下の申込用 QR コードまたは、お電話にて、令和 6 年 5 月 20 日（月）までに、大蔵村教育委員会生涯学習係（大蔵村中央公民館内）へお申し込みください。

- 申込先 大蔵村教育委員会生涯学習係 電 話 75-2323

【申込用 QR コード】



最上消費生活センターニュース

5月

令和6年5月1日発行

5月は「消費者月間」です！

今年度のテーマ
『デジタル時代に求められる消費者力とは』

◇ゆめりあ◇

展示期間：5月7日(火)～5月17日(金)

展示場所：1階 花と緑の交流広場

◇最上総合支庁◇

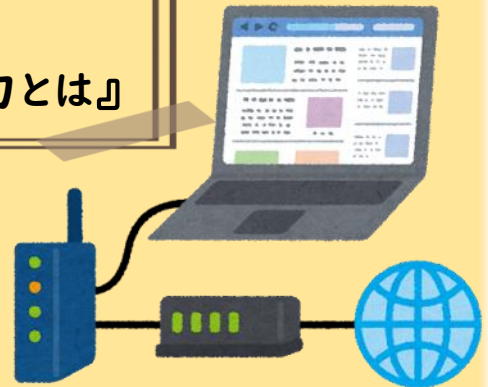
展示期間：5月20日(月)～5月31日(金)

展示場所：1階 ロビー



山形県消費生活センター
キャラクター“ケロちゃん”

パネルの展示や
各種リーフレット等も
ご用意しておりますので
ぜひご覧ください



まずはお電話を！
※時間・内容・人数など
ご相談ください

“消費生活出前講座”
利用してみませんか？

講座は
無料だよ！

《これまでの訪問先》

- 各市町村のサロン会
- 地区民生児童委員
- 地区内の高等学校
- 放課後児童クラブ
- 婦人会
など…

講座内容のリクエスト

最近よく聞く
「特殊詐欺」
って何？

契約のルール
ってどんなこと？

クーリングオフ
って何？

借金のことも
相談できるの？



「契約変更しませんか？」 突然やってくる電気・ガスの勧誘に注意！



アパート全体の
契約が
変更になります！



みんな契約変更が必要なら
しかたないか…

電気料金が
安くなりますよ！

新生活におススメ！



ところが…

契約前よりも
高額な請求！

アパート全体の
契約ではなかった！

お得になるはず
だったのに…



他の住人も契約しているか
確認すればよかった…

⚠️ ここがポイント ⚠️

◆その場ですぐに契約しない！

- ・契約変更をせまられた場合は、管理人や管理会社に確認する
- ・「料金が安くなる」と言われたら、プラン内容の確認と他の事業者との比較検討を

◆安易に「検針票」を見せない！

- ・検針票に書かれている顧客番号や供給地点特定番号を使って、勝手に契約変更される恐れも！

クーリングオフできる
場合もあります。
不安に思ったら
早めに相談してケロ！



【5月・6月の無料法律相談会】

弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。



- 期 日：5月14日(火) 6月 4日(火)
- 時 間：13:30~15:30
- 場 所：最上総合支庁
- 相談時間：お一人様30分となります

※事前に電話でのご予約をお願いいたします

最上消費生活センター(最上総合支庁1階)

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034
9:00~17:00(土日祝日・年末年始除く)

☎0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

大蔵村農産物加工施設

山菜買い取ります！

山形県で収穫された山菜を使用し地産地消を目指します！

乾燥ぜんまい・わらび・みずなど、
新鮮な山菜をお持ち下さい。

(※山形県内で収穫されたものに限りませ)

【買取山菜と規格】

- 乾燥ぜんまい (綿・ふく等が入っていないもの)
- わらび 25cm~30cm (ただし根元が硬くない事)
(1kgの束にし、紐で縛りお持ちください)
- みず 長さ30cm以上
(1kgの束にし、紐で縛りお持ちください)

※山菜の品質等により買い取りが出来ない場合がございますので予めご了承下さい

※ご持参の際は必ず印鑑をお持ち下さい。お忘れの際はお買い取り致しかねます

買い取り時間 平日 昼12時~午後3時まで

(土・日・祝日はお休みとさせていただきます)

(時間外の買取は致しかねますのでご了承下さい)

お問い合わせ先

●(株)三和食品 大蔵工場

(山形県最上郡大蔵村大字合海字高橋1391-11)

TEL. 0233-32-1945

●(株)三和食品 本社工場

(山形県最上郡最上町大字富澤1330-4)

TEL. 0233-45-2136



おいしい恵みを食卓へ
株式会社三和食品

悪質業者に御注意ください！～あなたの財産は狙われています～

悪質業者の手口は巧妙です。次のキーワードに注意しましょう。

手口1 利殖勧誘

- ・ 「絶対に儲かる・元本を保証するので未公開株・社債を買ってください。」と言われた
- ・ SNSやインターネットの広告等で有名な投資家を名乗る者から投資の勧誘があった



手口2 点検商法

- ・ 住宅の無料点検に来た業者から「地震が来たら家がつぶれてしまいます。」と言われた

手口3 マルチ商法

- ・ 「会員になって新規購入者を紹介してくれたら、報酬を支払います。」と言われた

手口4 催眠商法

- ・ 業者が食料品や日用品などを無料で配り、集まってきた客に対して高額な商品売っていた



手口5 知的財産権侵害事犯

- ・ インターネットでブランド品を買ったら、「偽ブランド品」だった

18歳から自らの判断で高額な商品購入や契約が可能になり、社会経験や知識が少ない若者が悪質商法のターゲットになるケースがありますので、契約するときは、周りの人によく相談し、親しい人からの誘いでも不要なときははっきりと断りましょう。

ルールを守って、安全安心自転車ライフ 自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- 3 夜間はライト点灯



- 4 飲酒運転は禁止



- 5 ヘルメットを着用



山形県警察令和6年度採用試験案内

警察官A、警察官B、警察行政（大学卒業程度）の受験案内を配布しています！
受験の詳細は、下記ホームページ等を御覧ください。



採用案内
ホームページ



X



新庄警察署の毎日ガイダンス やります!

警察官・警察職員を目指す皆さんに!

都合の良い日に何でも聞いて



警察官募集 約60名

開催日時	会場	内容(予定)	対象
希望の日時に 1時間程度 (電話予約必要)	新庄警察署 新庄市大字松本822 ☎0233-22-0110	若手警察官とベテラン警察官が、受験アドバイス、警察業務全般、警察学校の生活など、疑問や聞きたいことに何でもお答えします。	高校生以上の方で ・警察の仕事に興味のある方 ・警察官、または職員(警察行政職)の受験を控えている方、考えている方 ・社会人で就職、転職を考えている方



カモンくん

例えば・・・こんな疑問ないですか？

- ・運動経験がないけど、大丈夫？仕事はきつくない？
- ・休みはある？給料はいい？
- ・アパートは新しい？きれい？

などなど何でもお答えします！

人数が多い時は出張もOK



【参加料】 無料です。特に準備していただく物はありません。

【服装】 服装は自由です。普段着で大丈夫です。

【事前予約】 下記お問い合わせ先に事前予約が必要です。

【定員】 設けていません。業務の都合により、希望日を調整していただくことがあります。

【お問い合わせ先】 新庄警察署 警務課 0233-22-0110

※ このガイダンスへの参加が、今後の警察官採用試験の合否に影響するものではありません。

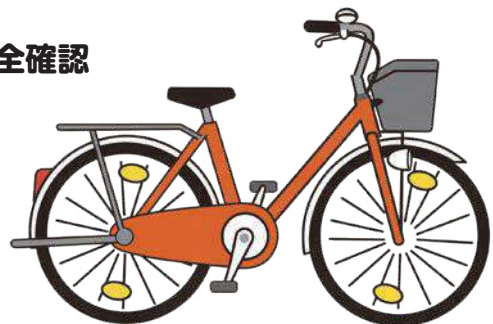
自転車

交通安全講座



「自転車安全利用五則」を守って、安全運転に努めましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間です。車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。

車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

罰則 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金



普通自転車は、歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。

歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金または料料



普通自転車が例外的に歩道を通行できる場合



● 「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある

● こども（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、体の不自由な人が運転している

● 通行の安全確保のためにやむを得ない

- ◆ 道路工事している
- ◆ 駐車車両が続いている
- ◆ 交通量が多く道幅が狭い など

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



罰則 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金等

3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。



罰則 5万円以下の罰金

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



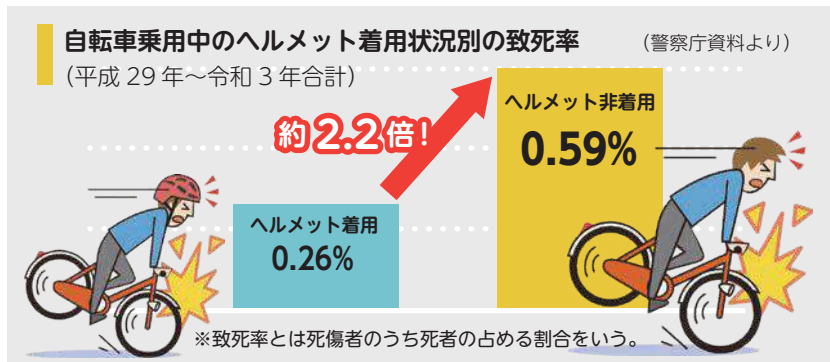
罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。



危険な「ながら運転」はやめましょう!

自転車運転中の「ながら運転」は、周囲が見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなどの危険があります。交通事故の原因となるので、絶対にやめましょう(下記のような行為自体を禁止している都道府県もあります。)

罰則 5万円以下の罰金



傘さし運転



スマホ等使用運転



イヤホン等使用運転

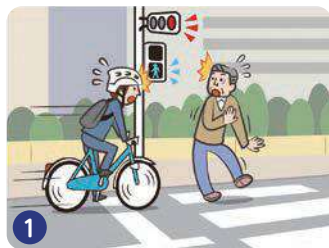
自転車運転者講習制度

危険な違反行為（15類型）を3年以内に2回以上繰り返した自転車運転者（14歳以上）は、都道府県公安委員会の命令により、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。



自転車運転者講習の対象となる15類型の危険行為

① 信号無視



② 通行禁止違反

道路標識等により自転車の通行が禁止されている道路等を通行する行為



③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)

自転車の通行が認められた歩行者用道路で歩行者に注意せず、徐行しない行為



④ 通行区分違反

歩道通行できる場合以外で歩道通行したり、道路の右側を通行したりする行為



⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為



⑥ 遮断踏切立入り

⑦ 交差点安全進行義務違反等

信号機のない交差点で優先道路を通行する車両を妨害したりするなどの行為

⑧ 交差点優先車妨害

交差点を右折時、直進車や左折車両の進行を妨害する行為



⑨ 環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点内で車両等の進行を妨害する行為

⑩ 指定場所一時不停止等

⑪ 歩道通行時の通行方法違反

歩道の通行が認められている場所で歩行者の妨害をする行為



⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

前後輪にブレーキがなかったり、ブレーキ性能不良の自転車を運転したりするなどの行為

⑬ 酒酔い運転

⑭ 安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為



⑮ 妨害運転(交通の危険のおそれ、著しい交通の危険)

他の車両を妨害する目的で、逆走、急ブレーキ、急な進路変更などの危険運転をする行為



もしも事故を起こしてしまったら

自転車運転中に事故を起こしてしまったら、以下の流れに従って、落ち着いて行動しましょう。



- 1 けが人の救護** けが人がいる場合は、その救護が最優先です。すぐに119番通報して救急車を呼びましょう。
- 2 道路上の危険防止** 二次災害を防ぐため、自転車は歩道の端などの安全な場所に移動させましょう。
- 3 警察への通報** 現場の状況を確認し、警察に通報しましょう。
※警察への届出がないと「交通事故証明書」が発行されず、保険会社の補償等が受けられない場合があります
- 4 相手の確認** 相手の名前、住所、連絡先を確認しておきましょう。
- 5 保険会社への連絡** 自転車保険に加入している場合は保険会社にも連絡しましょう。

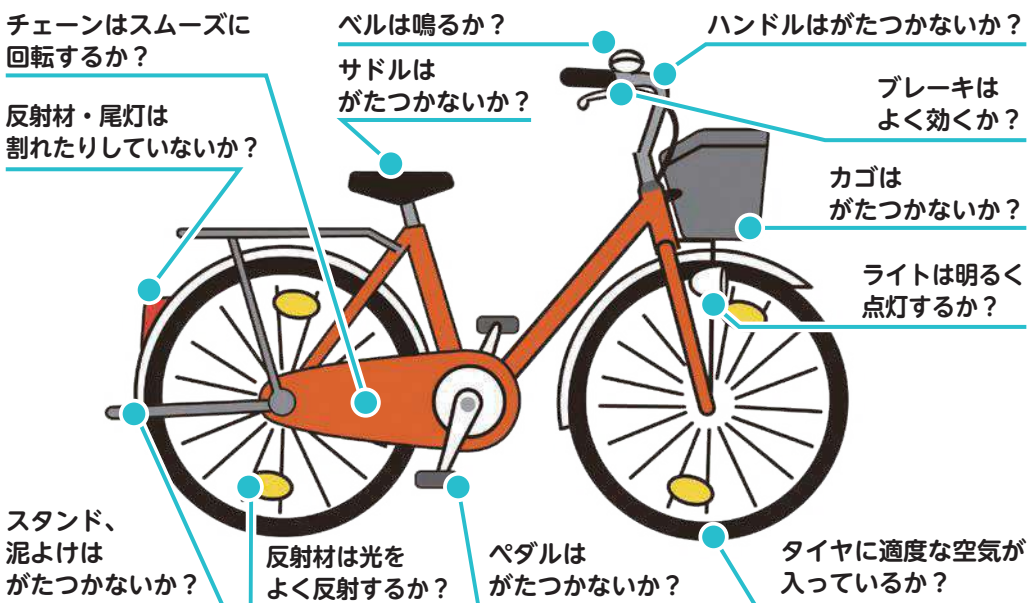
自転車で事故を起こしたときの運転者の義務

- 負傷者を助け、保護しなければならない救護措置義務
- 道路上の危険を防がなければならない危険防止措置義務
- 警察へ報告しなければならない報告義務

注意 これらの措置をしないで現場から立ち去ると、「ひき逃げ」などになり、厳しい罰則を受けることもあります。

普段から点検・整備を忘れずに

自転車を安全に利用するためには、故障や不具合のない自転車に乗ることが大切です。自転車に乗る前には、以下のポイントを参考に、異常がないか点検しましょう。また、定期的に自転車安全整備店で点検・整備してもらいましょう。



点検・整備のポイントは

「ぶたはしゃべる」

- ぶ** ブレーキ
- た** タイヤ
- は** 反射材
- しゃ** 車体
- べる** ベル

加害事故で問われる責任を理解する



自転車は車の仲間（軽車両）です。交通ルールに違反して事故を起こせば、自転車運転者は加害者として刑事上の責任が問われるほか、民事上の損害賠償責任も生じます。未成年者が加害者として高額な賠償金の支払いを求められたケースもあります。「自転車事故は絶対に起こさない」「事故の被害者にも加害者にもならない」という強い決意で、安全運転に努めましょう。

刑事上の責任

- 重大な過失で相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」（5年以下の懲役もしくは禁固、または100万円以下の罰金）等に問われることがあります。
- 刑事罰を受けると、免許や資格が取り消されたり、取得できなくなったりする恐れのある職業があります。

◆ 刑事罰を受けると、免許や資格に影響がある職業

禁錮以上 教員／裁判官／弁護士／公認会計士／建築士 など

罰金以上 医師／看護師／薬剤師／栄養士／調理師 など

民事上の責任

◆ 自転車事故による高額加害事故例 日本損害保険協会調べ

判決認容額(※)	事故の概要
9,521 万円	男子小学生(11)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性(62)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

(※) 判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車保険等で事故のリスクに備えよう

自転車による加害事故で高額な賠償金の請求が相次いでいる社会状況などを背景に、自転車事故に備える「自転車損害賠償責任保険（自転車保険）」等への加入を、条例で義務付ける都道府県が増えています。万が一の事故に備えて、自転車保険等には必ず加入しましょう。

◆ 自転車事故に備える保険

対象 保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産・モノ	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

個人賠償責任保険

- 他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして損害賠償責任が生じた場合に支払われる保険です。
- 自動車保険・火災保険・傷害保険等の特約として、また、クレジットカードの付帯保険として契約することもできます。
- コンビニやインターネットで手軽に加入できる自転車保険等もあります。
- 共済や団体保険（会社、PTAの保険等）の中で個人賠償責任保険を契約している場合があります。
- 自分や家族が加入している保険の内容を確認しておきましょう。

傷害保険

- 自分がケガをして治療費等が必要になった場合に支払われる保険です。

「TSマーク付帯保険」は身近な自転車保険です！

- 自転車安全整備店で購入、または点検・整備した自転車に貼られる「TSマーク」に付いている保険です。

- 1年間有効の賠償責任保険、傷害保険等が付帯します。緑色・赤色・青色の3種類があり、それぞれ補償内容が異なります。



第1種 (青マーク) 第2種 (赤マーク) 第3種 (緑マーク)